

## 【目的】

任意の発信者情報開示請求において、発信者情報開示請求者（以下「請求者」）の誤解や資料の不備等により、いたずらに発信者情報開示プロセスが煩雑となり、問い合わせの往復が増え、開示が遅れたり、不要な訴訟が増えたりすることを防止とともに、不備のない内容で請求を受けたプロバイダ等の迅速かつ円滑な対応を促す。

## 【対象】

情報流通プラットフォーム対処法発信者情報開示関係ガイドライン（以下「GL」）の「IV 権利侵害の明白性の判断基準等」に記載する名誉棄損・プライバシー侵害のうち、典型的に任意での開示が可能な類型

## 【利用方法】

大項目にチェックが入るよう、中小項目にて確認し、チェック結果を発信者情報開示請求書に同封する。

項目番号	大	中	小	チェックポイント	解説	逐条、GL該当箇所
I	<input type="checkbox"/>			特定電気通信による権利侵害である。	Webページ、電子掲示板、ビデオストリーム、P2P型ファイル交換等による1対多の電気通信により流通する情報による権利侵害である。	逐条p3～4、注1
	<input checked="" type="checkbox"/>			電子メール等1対1通信による権利侵害ではない	経由プロバイダとの通信は特定電気通信の一部	逐条p4
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		詐欺の被害ではなく、詐欺の出品者の連絡先情報の開示請求ではない。	詐欺の被害と情報流通との間には相当因果関係が通常認められない。出品者の連絡先情報は発信者情報ではない。（弁護士会照会等によるのが適当）	逐条p1、GL注15
	<input checked="" type="checkbox"/>			リンク先の情報による権利侵害ではない。	いわゆる間接侵害類型については権利侵害の明白性の判断が困難なため、本チェックシートによる任意開示対象とはしない。	
II	<input type="checkbox"/>			請求の相手方は以下のいずれかである：		
II-1	<input checked="" type="checkbox"/>			Webページのホスティング事業者、電子掲示板の管理者、映像や音声のホスティング／ストリーム事業者		
or	<input type="checkbox"/>			II-1の通信のアップロードまたはP2P型ファイル交換に利用されたいわゆる「経由プロバイダ」	NTTドコモ最高裁判決（最判平22・4・8）により確定している。	GL II-1、注1、注3
III	<input type="checkbox"/>			請求者は、以下のいずれかである。		
III-1	<input checked="" type="checkbox"/>			権利侵害の被害者本人または保護者である。	本人確認資料を添付する。法定代理人である保護者の場合は、住民票等法定代理關係を証する書面も添付する。	GL II-1、III-2(2) 書式①注1
	<input checked="" type="checkbox"/>			権利侵害の被害者が企業である場合、顧問弁護士、法務担当部署または権利管理担当部署から請求する（またはチェックを受けた。）	現場からの要請は、情報不足になりがちなので、組織的に対応するのが望ましい。	
III-2	<input checked="" type="checkbox"/>			権利侵害の被害者の代理人である。		GL II-1、
	<input checked="" type="checkbox"/>			代理権を確認する書類（情報）を添付した。	弁護士の場合、委任状の添付は不要	GL II-1、III-2(4)
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		弁護士法違反となる代理行為ではない。	弁護士法72条により何らかの報酬を得る目的での法律事務を業とする（反復継続して行う意思がある）ことは非弁行為として禁止されている。	
	<input checked="" type="checkbox"/>			児童・生徒の通学する学校またはその教員ではない。	代理行為は禁じられていないが、保護者との利益相反が有りうる。	
IV	<input type="checkbox"/>			各権利侵害情報の所在を最小単位で特定した。		書式①特定電気通信設備 書式①掲載された情報
	<input type="checkbox"/>			個々の記事やファイル等の個別のURLにて指定する等して侵害情報（箇所）を特定した。	電子掲示板の発言等では、掲示板のURLだけではなく、スレッド、発言番号等を特定する。ブログのコメント欄等も同様。ビデオストリームでは、映像自体またはカタログページのURLを指定する。	書式①掲載された情報
	<input type="checkbox"/>			Webページ、電子掲示板全体のURLのみでは特定していない。		
V	<input type="checkbox"/>			権利侵害情報に関するWebページのホスティング事業者、電子掲示板の管理者等からアップロード時のIPアドレスとタイムスタンプの開示を受けた。	経由プロバイダに対する発信者情報開示請求の場合	GL III-4(1)(b)
	<input type="checkbox"/>			IPアドレス、タイムスタンプの入手経路、一次開示にいたった判断経緯（仮処分決定等）を添付した。	IPアドレス、タイムスタンプの正確性を確認する資料が必要。	GL III-4(1)(b)
VI	<input type="checkbox"/>			P2P型ファイル交換ソフトによる権利侵害の発信者を特定した。		GL III-4(2)
	<input checked="" type="checkbox"/>			個々の発信者のIPアドレス、タイムスタンプを特定した証拠を添付した。	個々のIPアドレス、タイムスタンプを特定するにいたった画面のスクリーンショット等を添付発信者の特定に使用した信頼できるツールの出力結果またはその説明が必要	GL III-4(3)
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		IPアドレス、タイムスタンプを特定した方法の信頼性（単なる中継者で無いことを含む）に関する技術資料を添付した。	IPアドレス、タイムスタンプの特定方法の信頼性（単なる中継者で無いことを含む）を確認する資料（信頼すべき技術情報がウェブ上に公開されている場合はそのURL）が必要。	GL III-4(2)、注6、
VII	<input type="checkbox"/>			権利侵害が明白である。		GL IV-1、書式①権利が明らかに侵害されたとする理由
	<input checked="" type="checkbox"/>			名誉毀損とされる情報発信について事実の公共性、目的の公益性、真実性のいずれかが無いことを発信者が自認している。		GL IV-2(1)
	<input checked="" type="checkbox"/>			プライバシー侵害の被害者とされる請求者は一般個人（または公人の家族）である。		GL IV-2(2)、注12
	<input checked="" type="checkbox"/>			権利侵害の態様は以下のうちいずれにも該当しない。	任意で発信者情報開示できる権利侵害類型の典型例のみに絞る	
	<input checked="" type="checkbox"/>			名誉毀損とされる情報発信について事実の公共性、目的の公益性があり、真実である。		GL IV-2(1)
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		請求者は一般個人や公人の家族でなく、公人に関するプライバシー侵害である。		GL IV-2(2)、注12
	<input checked="" type="checkbox"/>			権利侵害態様の証拠書類を添付した。		書式①証拠、同注6
	<input checked="" type="checkbox"/>			プライバシー侵害されたとする請求者の本人確認情報を添付した。	プライバシー侵害による発信者情報開示請求であっても、権利侵害の被害者でなければ請求権が無いので、その本人確認資料は必要。発信者の意見照会時に請求者の氏名を示さない場合は、その旨請求書式に明示すればよい。	書式①注1、注7